

仕 様 書

1. 件名 入退館システム管理用 PC 更新に伴う機器更新および入替作業
2. 数量 1 式
3. 目的 本部図書室の入退館システムの老朽化に伴い入退館システムの新 PC へのインストールおよびデータ移行作業、関連機器類の交換を行う。また、情報セキュリティの強化のため図書室事務室出入口に入退館用 IC リーダーおよび電子錠を増設し物理的セキュリティの強化を図る。
4. 履行期限 令和 9 年 2 月 19 日（金）
5. 履行場所 千葉県千葉市稲毛区穴川 4 - 9 - 1
国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構 本部棟図書室

6. 構成

名称	数量
材料	
(1)デスクトップパソコン ^{*1}	1 台
(2)IC リーダー ^{*1} （アート社製 IC リーダー XR-10W）	8 台
(3)アクセスコントローラー	2 台
(4)管理用システムソフト	1 式
(5)スイッチングハブ	1 台
(6)電気錠	4 台
(7)通電金具	4 台
(8)一般錠	1 台
作業	
(1)システムの更新	-
(2)機器入替作業	-

^{*1} QST から支給する機器

7. 仕様

作業日程、作業時間帯（システム停止時間を含む）、データ移行方法および動作確認方法の詳細は、QST 担当者と協議の上決定すること。

1) システムの更新

- (1) PC（QST 支給、OS:Windows 11 Pro）に管理用システムをインストールすること。

- (2) 前項(1)で作業した PC を入退館システム管理用 PC として動作するように接続・設定作業を行うこと。
- (3) 既存のアート社製 W-LINE 用の入退館システム WSS-01B の管理用 PC に保存されている入退館システムに係る情報を、前項(1)で作業した PC に移行すること。
- (4) 「7-2. 機器入替作業」を含むすべての作業が完了したら、入退館システムが正常に動作していることを確認すること。

2) 機器入替作業

- (1) 作業対象の扉（本仕様書内で記載する作業対象扉の位置詳細については入札参加予定業者に別途配布する「別紙」に示す）の鍵を交換すること。
- (2) 扉の鍵は、対象扉 1 箇所につき 3 個納入すること。
- (3) 電気錠を設置する対象扉の入室側および退室側に IC リーダー（QST 支給機器）を取り付けること。
- (4) 取り付けた電気錠及び IC リーダーとアクセスコントローラーを接続するためのケーブルを敷設すること。
- (5) 取り付けた電気錠および IC リーダーとアクセスコントローラーを接続すること。
- (6) 電気錠を設置した対象扉を入退館システムの制御対象として登録し、カード認証による解錠制御および入退室ログが取得できる状態とすること。
- (7) 作業及び設定の詳細は、QST 担当者と協議の上決定すること。

8. 提出図書

1) 契約締結後速やかに提出すること

- (1) 作業工程表

2) 作業実施の 1 週間前までに提出すること

- (1) 作業員名簿 ※作業員に変更があった場合は、都度提出すること。

3) 履行期限までに提出すること

- (1) 完成図書（紙及び電子媒体）
- (2) 管理用システムソフト一式

9. 検査

QST 職員が以下の要件を満たしていることを確認したことをもって検査合格とする。

- (1) 検査日までに「7. 仕様」に示す作業が完了していること。
- (2) 検査日までに「8. 提出図書」で要求する書類が提出されていること。

10. グリーン購入法の推進

本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適合する環境物品（事務用品、OA 機器等）が発生する場合は、可能な限りこれを採用するものとする。また、本仕様で定める提出図書（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満

たしたものであること。

11. その他

- (1) 入退館システム管理用 PC および IC リーダーは QST から支給するものを使用すること。
- (2) 作業にあたり、図書資料が汚損しないように養生を行うこと。
- (3) 作業中及び作業完了後は、現場の整理整頓を行い清掃すること。
- (4) 発生材は場外処分とする。また、作業員の飲食時のごみ等も場外処分とする。
- (5) 本契約で取り外した各機器は、QST 担当者が指定した場所へ移動すること。
- (6) 本件の作業中に既設設備等を破損した場合、受注者の費用負担により速やかに原状回復させること。
- (7) QST 千葉地区敷地内は、車両内も含めて全面禁煙とする。
- (8) 受注者は、本件で取得した QST の情報を、QST の許可なしに本件の目的以外に利用してはならない。本件の終了後においても同様とする。
- (9) 受注者は、本件で取得した QST の情報を QST の許可なしに第三者に開示してはならない。本件の終了後においても同様とする。
- (10) 本件に係る情報漏えいなどのインシデントが発生した際には、速やかに QST 担当者に連絡し、被害拡大防止・原因調査などを行うこと。
- (11) 本仕様書の記載について疑義等が生じた場合は、QST 担当者との協議の上、その決定に従うこと。

所属部課名 情報基盤管理部 IT 運用・学術情報課
使用者氏名 長屋 俊